

令和 7 年度第 1 回総合教育会議 次第

令和 7 年 7 月 9 日
午前 10 時 00 分から
第 3 ・ 4 委員会室

- 1 開会
- 2 区長挨拶
- 3 教育長・教育委員自己紹介
- 4 議題
 - ・ 中学校の部活動について
 - ・ 不登校について
- 5 閉会

<資料>

資料 1 委員名簿

資料 2 席次表

資料 3 説明員一覧

資料 4-1 中学生の放課後等活動の充実に向けて ～部活動の地域展開～

資料 4-2 (参考資料)「令和 6 年度部活動の実施状況一覧(運動部)」

資料 4-3 (参考資料)「「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する
実行会議」最終とりまとめ概要①」

資料 5-1 不登校について

資料 5-2 教育相談事業全体イメージ(案)

資料 5-3 (参考資料) 令和 5 年度教育相談概要

資料 5-4 (参考資料) 杉並区のスクールカウンセラーについて

資料 5-5 (参考資料) 杉並区のスクールソーシャルワーカーについて

資料 5-6 (参考資料) 高井戸チャレンジクラス案内

資料 5-7 (参考資料) 学びの多様化学校概要

杉並区総合教育会議 委員名簿

令和7年7月9日現在

区分	職 名	氏 名
杉並区	区長	岸本 聡子
杉並区 教育委員会	教育長	渋谷 正宏
	委員	對馬 初音
	委員	伊井 希志子
	委員	前田 小百合
	委員	大川 康德

総合教育会議 席次表

		教育長		区長									
對馬 教育委員						伊井 教育委員							
大川 教育委員						前田 教育委員							
学校整備・支 援担当部長						子ども家庭 部長							
教育相談 担当課長						文化・スポーツ 担当部長							
		総務課長		渡辺 副区長		白垣 副区長		総務部長					
済美教育セ ンター統括指 導主事		済美教育セ ンター統括指 導主事		済美教育セ ンター所長		庶務課長		政策経営 部長		企画課長		事務局 (総務係長)	

総合教育会議説明員一覧

資料3

	役職等	氏名
区長 部局	副区長	わたなべ 幸一 渡 辺
	副区長	しらがき まなぶ 白 垣 学
	総務部長	やまだ たかし 山 田 隆 史
	政策経営部長	いとう 藤 宗 伊 藤 敏
	企画課長	ふくもと ひろし 福 本 弘
	文化・スポーツ担当部長	あでがわ きよし 阿 出 川 潔
	子ども家庭部長	まつざわ さとし 松 沢 智
	総務部総務課長 総務部コンプライアンス推進担当課長（兼務）	あさかわ ゆうじ 浅 川 祐 司
	学校整備・支援担当部長	たかやま やすし 高 山 靖
	庶務課長	こんどう たかなり 近 藤 高 成
	教育委員会事務局参事 済美教育センター所長（事務取扱）	ふるばやし かなえ 古 林 香 苗
	済美教育センター 統括指導主事	しみず りえ 清 水 里 恵
	済美教育センター 統括指導主事	さいとう あつし 齊 藤 敦
	済美教育センター 教育相談担当課長	おかべ ようすけ 岡 部 洋 右

中学生の放課後等活動の充実に向けて(案)

～部活動の地域展開～

(令和7年7月現在)

1

1 部活動の課題

○少子化の進展・部員数の減少による活動の衰退化

○活動を担う教員の大きな負担

➡これまでと同様の体制で活動を継続することは困難

2

杉並区でも…

集団競技の部員数が減少傾向
既に単独校では、
大会に出場できない学校もある

例えば…

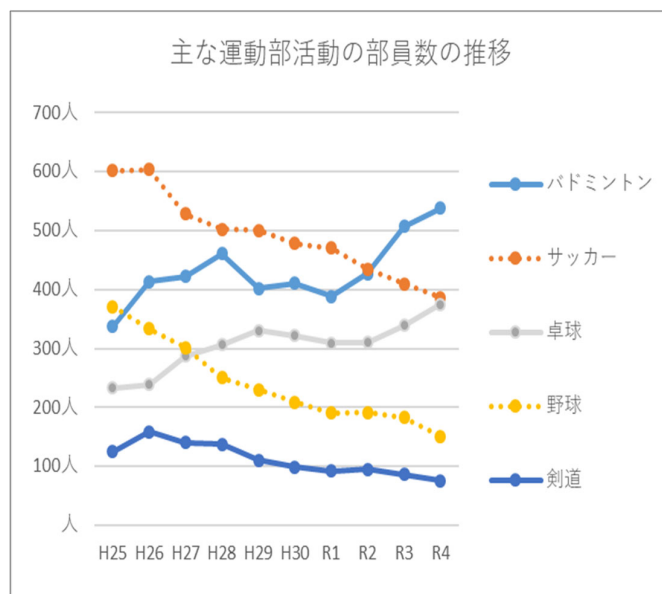
軟式野球部は、区立中学校23校の内

①既に部活動がない中学校12校

②部活動はあるが部員数が競技実施可能人数に

満たない中学校5校 ※令和6年度

図 部員数上位10種目(令和4年度)の内
10年前の部員数と比べ増減率が30%を超える種目の推移



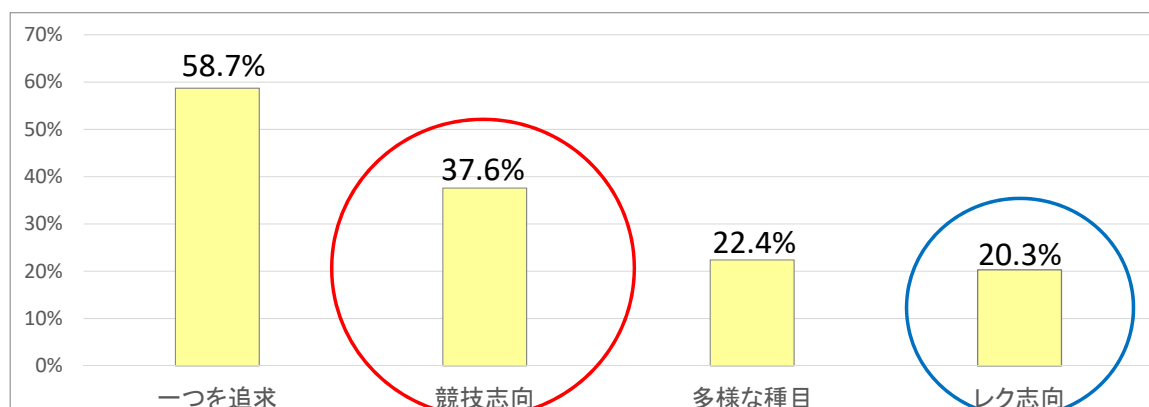
3

2 生徒の活動ニーズ(アンケート結果)

■未来へ つなぐ 部活動改革アンケート(令和5年10月 東京都教育庁実施)

○どのような部活動や地域の活動に参加したいか(複数選択)

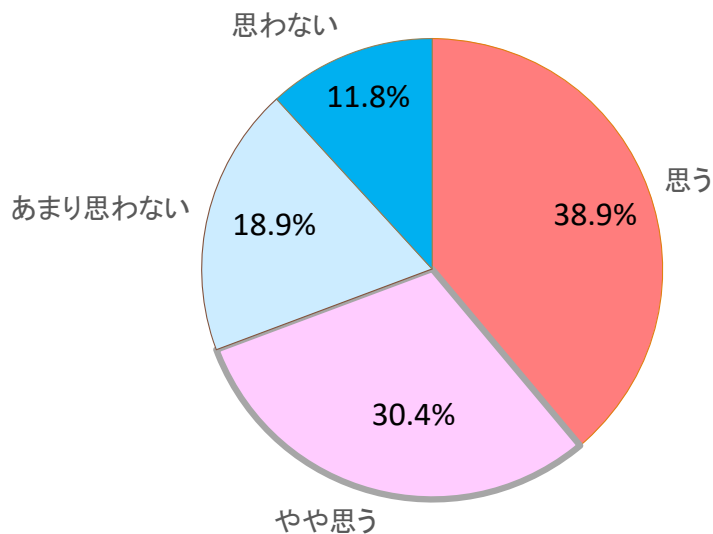
- ・「**競技志向**」「**レクリエーション志向**」 多様な声がある
- ・一つを追求するのではなく「多様な種目に親しみたい」との声もある



(回答数)生徒21,604名 内 杉並区700名

4

○専門的な指導を受けたいか



- ・7割弱が専門的な指導を望んでいる
- ・3割強が専門的指導を望んでいない

※参考「未来へつなぐ部活動改革アンケート」(令和5年10月 東京都教育庁実施) (回答数)生徒21,604名 内 杉並区700名

■運動部活動に関するアンケート(令和5年2月杉並区立中学校PTA協議会実施)

○運動部活動に求めていること

- ①身体を動かして楽しむ環境・・・75%
- ②スポーツの技術向上・・・59%
- ③人間関係を作る環境(集団生活)・・・56%
- ④勉強以外の何かに取り組める環境・・・43%
- ⑤自分の目標を設定して、それに向けて自身で工夫、努力する環境・・・36%
- ⑥他校・他者と競争し、目標を達成する環境・・・28%

※アンケートの回答結果から割合を算出
(設問)中学校の運動部活動に求めていることを3つ教えてください (回答数)生徒1,216名

3 生徒の声 (中学生への直接のヒアリング <区立中学校5校約60名>)

- 専門的な指導、競技志向のスポーツ活動に取り組みたい
- レクリエーション志向、一つの種目を追求するのではなく多種目の体験をしたい
- 指導者の配置は望まず、体育館や校庭で自由にスポーツに親しむ環境が欲しい
- 友人と会話できるカフェのような環境、静かに勉強できる環境が欲しい など

⇒生徒が望む放課後等の過ごし方には、多様なニーズがある

7

4 部活動に関わる「地域」

①学校支援本部など学校を取りまく地域の基盤

- ⇒全ての区立中学校に学校支援本部が設置されており、
地域人材の協力を得て、部活動を含めた学校教育活動を支援し、
生徒の成長を支えている。

②民間事業者やNPO法人など、

部活動活性化事業(平成25年度から実施する区の独自事業)の受託者

- ⇒令和7年度は、約10事業者・NPO法人が、
約50の部活動の技術指導を実施している

8

5 課題解決の方向性

部活動の地域移行・地域展開を

これまでの部活動をそのまま地域に移行することではなく、

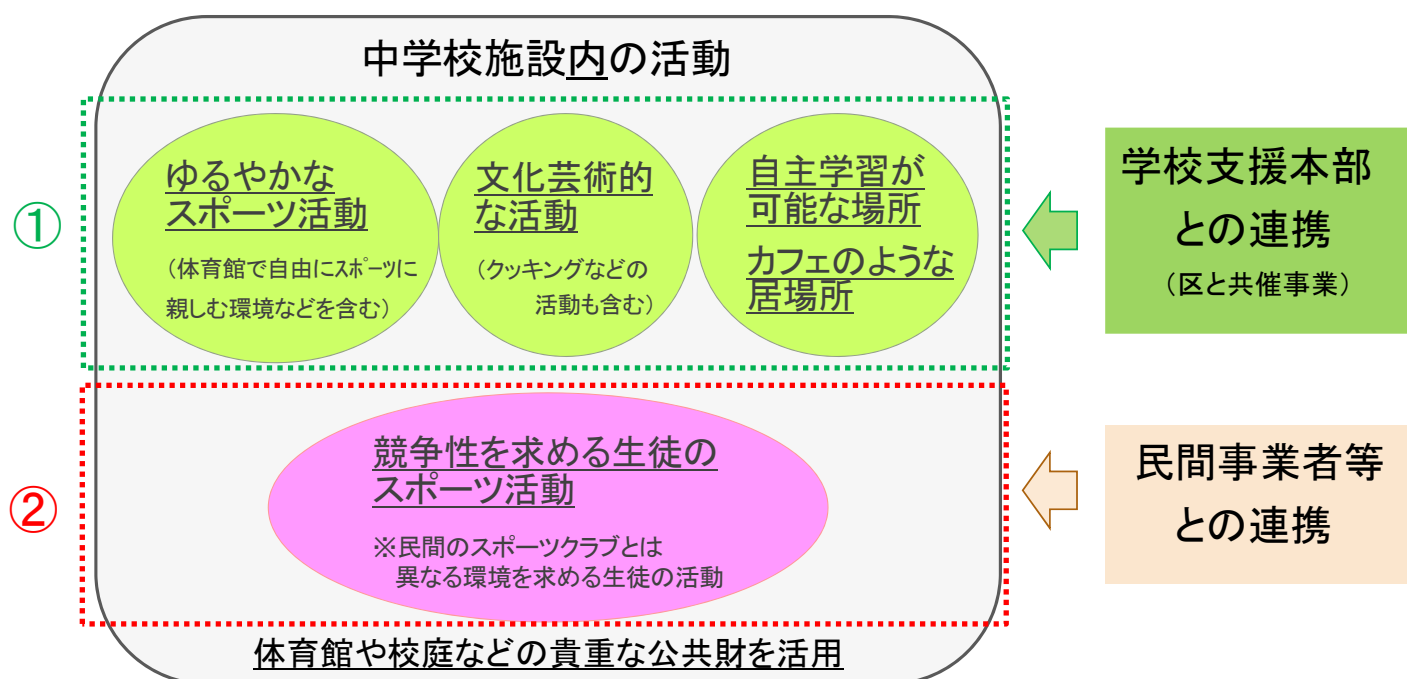
生徒が望む放課後等活動の充実と捉え

学校支援本部や民間事業者などの「地域全体で支え」

「多様な選択肢」を確保する

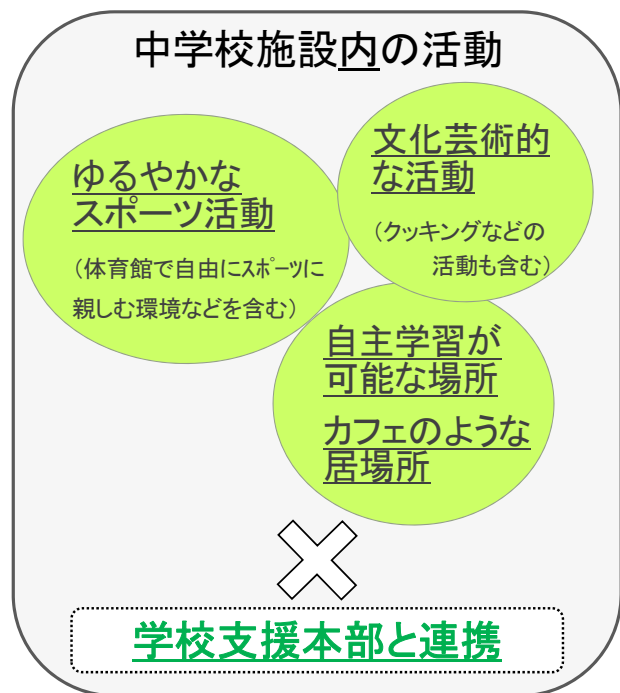
9

○放課後等活動を地域全体で支える（部活動の地域展開）



10

①学校支援本部と連携した放課後等活動の充実に向けて



学校支援本部の活動(区と共催事業)

①放課後等活動<令和7年度新規事業>

ゆるやかなスポーツ活動やアート、茶道などの文化芸術等活動などが展開されることを想定※
(現在の部活動外部指導員などの地域の方にご協力いただける範囲で実施)

②すぎなみ塾<既存事業>

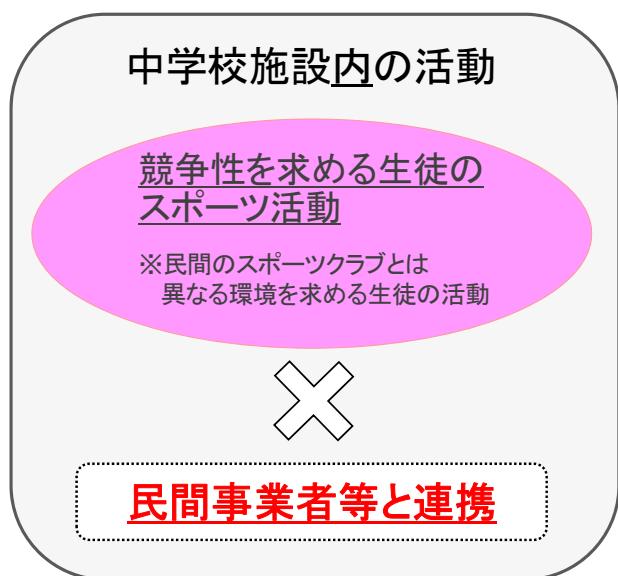
生徒の自主学習の場の提供

③その他学校支援本部の自主活動<既存事業>

友人と会話できる居場所

※近隣のスポーツ少年団の指導者や保護者のOBなどと協力し、競争性のあるスポーツなどを実施することも可

②民間事業者等と連携した放課後等活動の充実に向けて



区のスポーツクラブ(民間事業者等への委託)

○専門的な指導者を配置し、技術の向上を図ることができるスポーツ活動

○大会参加(中体連大会か否かは問わず)

○学校単位ではなく、区立中学生であれば誰でも参加できる活動※

※高円寺学園等の拠点校方式の合同部活動の発展系

6 放課後等活動の充実・部活動の地域展開の

「目指す将来像」

既存の塾や習い事その他、学校支援本部の放課後等活動や民間事業者等と連携した区のスポーツクラブなどの多様な選択肢の中から、

生徒自らが、主体的に自身の志向に合う「放課後や週末の活動」を選択し、

活動の中で、多様な価値観をもつ生徒（他校も含む）や地域との交流を通じて社会性等を育みながら、人生を豊かに過ごすことができる

13

～将来像が実現した際の生徒の活動（イメージ）～

（多様な放課後等の活動）

- ・学校支援本部の活動
- ・民間事業者等と連携した区のスポーツクラブ
- ・民間のスポーツクラブ
習い事、学習塾
- ・ゆう杉並/児童館
- ・図書館

など

自身の志向に合わせた活動を 生徒が選択

- Aさん
（平日）学習塾と
学校支援本部の美術に参加
- Bさん
（平日）学校支援本部のスポーツ活動に参加
（休日）区のスポーツクラブ・野球に参加
- Cさん
（平日）学校支援本部の料理クラブに参加
（休日）民間の水泳クラブに参加

など

7 令和7年度の取組

①学校支援本部の放課後等活動 〈新規・モデル実施〉

●概要

- ・学校支援本部と区の共催事業
- ・各学校支援本部の地域特性・人材に応じた内容・頻度で実施
- ・ゆるやかなスポーツ、アート、茶道、クッキングなどの活動の展開を想定

将来像・新たな価値

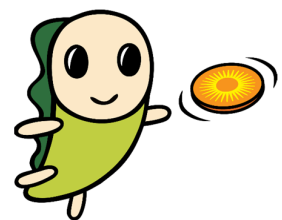
- ・中学生だけではなく卒業生や学区域の小学生なども活動に参加することや担い手として多くの地域住民等が参画することを想定
- ・生徒は、学校教育とは別の場所で、参加者や活動を支える地域人材との交流を通じて、豊かな人生を歩むうえで重要な要素である「地域や人とのつながり」を深める

※すぎなみ塾などの既存の事業も継続実施

(富士見丘中の実施状況)

○マルチ・スポーツクラブ

- ・部活動として実施していた
トレーニングスポーツ部(月、木曜日に卓球、ドッチボールなどを実施)、
マルチ・スポーツクラブ(土曜日にYOU・FO、アルティメットなどを実施)を
学校支援本部の放課後等活動に移行
- ・毎週 月・水・土に実施
- ・各活動日に、指導者及び
安全管理を行う調整担当者を1名配置
- ・現在の参加者は、27名



(富士見丘中の実施状況)

○クラフトデザインクラブ

- ・部活動として外部指導員(有償ボランティア)が指導していたクラフトデザイン部(美術・創造活動)を学校支援本部の放課後等活動に移行
- ・毎週 月・木に実施
(長期休業期間の活動はなし)
- ・各活動日に指導者及び調整担当者を1名配置
- ・現在の参加者は16名



(富士見丘中の実施状況)

○安全な活動に向けて

共催事業として区とともに実施

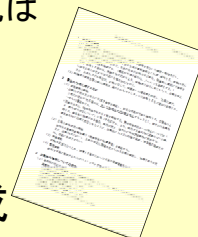
保険の加入

- ・参加生徒、指導者、調整担当者などの傷害、損害賠償を補償するスポーツ安全保険に加入

※保険代は区が負担
(学校支援本部への分担金)

安全管理体制

- ・活動時は、指導者の他に出勤管理や緊急時の対応を行う調整担当者を配置(複数人で対応)
※指導者及び調整担当者への謝礼は区が負担(2,400円/時間)
- ・緊急時の対応を整理した安全管理マニュアルを作成
(区がひな形を用意)



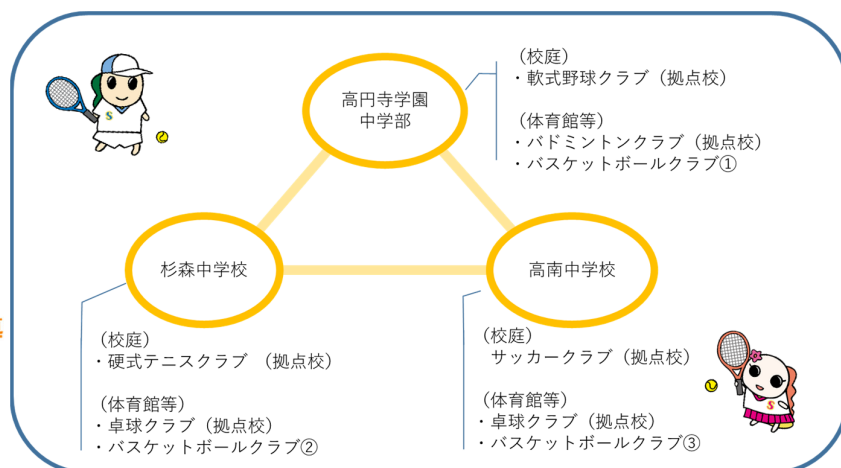
②拠点校方式の合同部活動

●概要・運営体制

- ・練習週4日、大会出場
- ・拠点校方式の合同部活動
- ・大会引率も含めて民間事業者に運営を委託

専門の技術指導
大会引率など

民間事業者



将来像・新たな価値

- ・競技志向や技術向上を望む生徒が継続的にスポーツに親しむことができる
民間事業者等に委託して実施する区のスポーツクラブ
- ・学校の垣根を超えた新たな仲間とスポーツを通して成長することができる

19

(高円寺学園・杉森中・高南中の実施状況)

入部状況 (7月4日現在)

●拠点校方式の合同部活動

○バドミントン (拠点・高円寺学園)

高円寺学園22人 高南中学校3人 杉森中学校5人

○軟式野球 (拠点・高円寺学園)

高円寺学園16人 高南中学校1人 杉森中学校0人

○サッカー (拠点・高南中学校)

高円寺学園5人 高南中学校4人 杉森中学校4人

○硬式テニス (拠点・杉森中学校)

高円寺学園5人 高南中学校0人 杉森中学校21人

○卓球 (拠点・杉森中学校・高南中学校)

高円寺学園0人 高南中学校8人 杉森中学校37人

(内 杉森中から高南中に移動して活動する生徒 15人、
高南中から杉森中に移動して活動する生徒 1人)

●各校実施

○バスケットボール

高円寺学園42人

高南中学校21人

杉森中学校25人



●入部者数 219名

●内 他校に移動して活動する
生徒 39名

20

8 実施展開に向けたスケジュール(案) (①学校支援本部の放課後等活動)

○令和7年度

- 4月 … ○富士見丘中でモデル実施
- 6月 … ○中学校自主校長会
(事業概要の説明及び『実施意向調査』の依頼)
○学校支援本部みらい会議
(事業概要の説明及び『実施意向調査』の協力を依頼)
- 7月 … ○富士見丘中学生徒等へのアンケート
○モデル事業の検証・評価
○実施意向調査の結果をもとに該当校・学校支援本部へのヒアリング
- 8月 … ○支援本部・学校合同学習会
- 9月 … ○『実施意向調査』の調査結果を踏まえ
令和8年度予算要求
- 3月頃… ○区議会で令和8年度の予算の議決？

○令和8年度以降

予算の範囲内で実施(実施時期は実施校・種目ごとに異なる)

21

9 実施展開に向けたスケジュール(案) (②拠点校方式の合同部活動)

○令和7年度

- 5月～ … 高円寺学園、杉森中、高南中で体験会の実施
- 7月～ … 高円寺学園、杉森中、高南中で活動の実施
- 10月～ … 高円寺学園、杉森中、高南中学生徒等へのアンケート
事業の評価・検証

○令和8年度

事業の評価・検証結果を踏まえて、
今後の実施展開の方向性を整理し、杉並区の実行計画等へ反映

22

令和6年度部活動の実施状況一覧（運動部）

○部員数及び部活動数

（単位:人）

運動部	サッカー	バスケットボール	バレーボール	硬式テニス	ソフトテニス	卓球	バドミントン	軟式野球	剣道	陸上競技	水泳	ダンス	ゴルフ	総合運動・スポーツ	レクリエーション	スポーツチャンバラ	フレンドクラブ	トレーニング・スポーツ	ダーツボランティア	部員数合計
高南	7	●41			6	●16			3											73
杉森	●16	56		47		24		3				5								151
阿佐ヶ谷		41		●24			23			37	●17				6					148
東田	21	45	●25	37			49		13											190
松溪	19	●20	29		●34	●28		19	●5	27										181
天沼	●23	46	●31	●28	12	●30														170
東原	21	42	●26				38	●8												135
中瀬	31	59	●20	18			●45	21		39										233
井荻	24	45		48		●38	55		●24	●33				1						268
井草	26	●38	●29	●71	18		●53	6						12						253
荻窪	6	42	17		●34			1												100
神明	18	30		●20		●14	33	24												139
宮前	24	56	17		●26	●26						19								168
富士見丘		31		45						29				9				●17	●15	146
高井戸	15	46	53			33	●25	20	●12				27							231
向陽		●27	31	41		21	●32	●6				16								174
松ノ木	●33	35	18			●27	●34					●20								167
大宮	34	34			24	17										16	11			136
泉南	3	●30	●18				●26		4			5		18						104
和田	19	●20		●28		●22	●22		4			●19								134
西宮	●30	55	34	●59				18												196
和泉	11	●46		14	24	●39	34			21										189
高円寺	★6	★35			★10		★35	★16												102
合計	387	920	348	480	188	335	504	142	65	186	17	84	27	40	6	16	11	17	15	3,788

部活動数計 (男・女・男女)	20部活	42部活	15部活	16部活	9部活	14部活	16部活	11部活	7部活	7部活	1部活	6部活	1部活	4部活	1部活	1部活	1部活	1部活	1部活	174部活
-------------------	------	------	------	------	-----	------	------	------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-------

	部活動指導員	部活動の顧問として、「技術指導や大会引率など部活動の運営」を行う区の会計年度任用職員を配置	13部活
	外部指導員	部活動の「指導補助」を行う地域のボランティアを配置	44部活
●	部活動活性化事業	部活動の「技術指導」を行う民間事業者等のコーチを配置	55部活
★	高円寺学園のモデル事業	部活動の「技術指導や大会引率など部活動の運営」を行う民間事業者の部活動支援員を配置	5部活
外部の指導者の支援を受けている部活動の合計			117部活

令和6年度部活動の実施状況一覧(文化部)

○部員数及び部活動数

(単位:人)

文化部	軽音楽	吹奏楽	合唱	箏曲	和太鼓	美術	演劇	家庭	クッキング	コンピュータ	新聞・出版	文芸	漫画	書道	茶道	華道	茶道・華道	将棋	自然科学	理科	英語	国際文化・海外事務	ボランティア	SDG（赤十字学生団）	手話	園芸	工芸	プラモデル木工	パンづくり	陶芸	阿波おどり	お花いっぱい部	レスキュー部	合計
高南		31				13		23										12																79
杉森		28				29		20		34																								111
阿佐ヶ谷		20				18																			13		8							59
東田		33				36																	36											105
松溪		37				14									6	10								23			10							100
天沼		17				16										9							29											71
東原		18	10			33										39																		100
中瀬		29	18			16					5				30					21	5		39											163
井荻		33				47									24				11			10												125
井草		25				64	24			30					17																			160
荻窪	19	22				29									10						33							33						146
神明		19				2	6						22							10	7		17				15							98
宮前		43				19			28								14																	104
富士見丘		23				25				7																								55
高井戸		48			22	26										21		23							8									148
向陽		11				20																	23						33					87
松ノ木		17				17	11			16																						10	27	98
大宮	28					39													14															81
泉南				10			26					5						13			16													70
和田		24												1	8											11								44
西宮		34				29												15			25		17											120
和泉			11			34															7					11								63
高円寺		25				32																									25			82
合計	47	537	39	10	22	558	67	43	28	87	5	5	22	1	95	79	14	63	25	31	93	10	161	23	8	35	25	8	33	33	25	10	27	2,269

部活動数計 (男・女・男女)	2部活	20部活	3部活	1部活	1部活	21部活	4部活	2部活	1部活	4部活	1部活	1部活	1部活	1部活	6部活	4部活	1部活	4部活	2部活	2部活	6部活	1部活	6部活	1部活	1部活	3部活	2部活	1部活	1部活	1部活	1部活	1部活	1部活	108部活
-------------------	-----	------	-----	-----	-----	------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-------

	外部指導員	部活動の「指導補助」を行う地域のボランティアを配置	55部活
--	-------	---------------------------	------

「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」最終とりまとめ 概要①

※下記の内容は、公立中学校等の生徒を主な対象としたもの

1. 改革の理念及び基本的な考え方等

(1) 改革の理念

- 急激な少子化が進む中でも、将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実するのが改革の主目的。
※改革を実現するための手法を考える際には、学校における働き方改革の推進を図ることや良質な指導等を実現することについても考慮。
- 学校単位で部活動として行われてきたスポーツ・文化芸術活動を、地域全体で関係者が連携して支え、生徒の豊かで幅広い活動機会を保障。
- スポーツ基本法、文化芸術基本法で、地方公共団体による「地方スポーツ推進計画」、「地方文化芸術推進基本計画」の策定が努力義務とされていることも踏まえ、各地域においてスポーツ・文化芸術施策を総合的に推進する中で、部活動改革も計画的に進められることを期待。

(2) 地域クラブ活動の在り方

- 地域クラブ活動においては、学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させつつ、新たな価値を創出することが重要。
＜新たな価値の例＞
生徒のニーズに応じた多種多様な体験（1つの競技種目等に専念しないマルチスポーツや、スポーツと文化芸術の融合、レクリエーション的な活動等を含む）、生徒の個性・得意分野等の尊重、学校等の垣根を越えた仲間とのつながり創出、地域の様々な人や幅広い世代との豊かな交流、適切な指導者による良質な指導、学校段階にとらわれない継続的な活動（引退のない継続的な活動）及び地域クラブの指導者による一貫的な指導
- 地域クラブ活動の具体的な実施形態や活動内容等は多様な形があり得る。地域の実情等にあった望ましい在り方を見出していくことが重要。
- 民間のクラブチーム等との区別や質の担保等の観点から、国として、地域クラブ活動の定義・要件や認定方法等を示した上で、地方公共団体において認定を行う仕組みを構築していく必要。

(3) 地域全体で連携して行う取組の名称（「地域移行」の名称変更等）

- 上記の理念や地域クラブ活動の在り方等をよりの確に表すため、「地域移行」という名称は、「地域展開」に変更。
【コンセプト】①学校内で運営されてきた活動を広く地域に開き、地域全体で支えていく。 + ②新たな価値を創出し、より豊かで幅広い活動を可能とする。
※学校部活動から地域クラブ活動に転換した場合であっても、地域クラブ活動の実施に当たって、学校施設の活用等、学校との連携は図る必要。

(4) 改革を進めるに当たっての基本的な考え方

- 上記の理念等を幅広い関係者で共有しながら地域展開等に取り組むこと。 ● 具体的手法は地域の実情等に応じた多様な選択肢を認めること。
- 活動の場を増やすだけでなく、活動内容の質的向上も図ること。 ● 対面とデジタルを最適に組み合わせるなど新たな手段も最大限活用すること。
- 受益者負担と公的負担とのバランス等の費用負担の在り方を検討し、国・都道府県・市区町村が支え合いながら適切な支援を行うこと。
- 障害のある子供や運動が苦手な子供等を含め、多様な子供が希望に応じて安心して活動に参加できる環境を整備することが重要であること。
- 地方公共団体等において、地域クラブ活動に関する情報を整理・集約し、学校と連携して、生徒・保護者にきめ細かな情報提供等を行うこと。 1

2. 改革推進期間の成果と課題

- 令和5年度から「改革推進期間」がスタートし、国の実証事業等を通じて、地方公共団体による取組が着実に進捗。既に休日の地域展開を進めている地方公共団体等も存在しており、今後も更に改革が進捗していく見込み。
- 地方公共団体の創意工夫により、地域の実情に応じた運営形態のモデルや指導者確保等の課題の解決に向けた方策等も見出されている。
- 他方、改革途上にある地方公共団体等も多い。これまでの改革の歩みを止めず、より一層の改革を進めていくことが必要。そのためにも、国において実証事業等の成果と課題の整理・分析を行い、課題の解決方策等も明らかにし、広く普及していくことが重要。

3. 今後の改革の方向性

- 地方公共団体が幅広い関係者の理解と協力の下、平日・休日を通じた活動を包括的に企画・調整し、多様な選択肢の中から地域の実情等にあった望ましい在り方を見出し、改革の方針を決定することが重要（生徒・保護者等への丁寧な説明も必要）。
※休日の地域展開とともに、平日の地域展開もあわせて、できるところから取り組むことなどもあり得る。

改革の進め方	・休日については、次期改革期間内に、原則、全ての学校部活動において地域展開の実現を目指す。 ※地域の実情等を踏まえつつ、できる限り前倒しでの実現を目指すことが望ましい。 ※中山間地域や離島など特殊な事情により地域展開に困難が伴う場合等には、国としても、きめ細かなサポートを通じて地域展開を後押し。それでも地域展開が困難な場合には、当面、部活動指導員の配置等を適切に実施。 ・平日については、各種課題を解決しつつ更なる改革を推進。まずは、国において、地方公共団体が実現可能な活動の在り方や課題への対応策の検証等を行うとともに、地方公共団体において地域の実情等に応じた取組を進める。
次期改革期間	「改革実行期間」（前期：令和8～10年度 ⇒ 中間評価 ⇒ 後期：令和11～13年度） ※現時点で着手していない地方公共団体においても、前期の間に確実に休日の地域展開等に着手。 ※平日の改革については、前期において活動の在り方や課題への対応策等の検証を行った上で、中間評価の段階で改めて取組方針を定め、更なる改革を推進。
費用負担の在り方等	・地方公共団体において、地域の実情等に応じて安定的・継続的に取組が進められるよう、受益者負担と公的負担とのバランス等の費用負担の在り方等を検討する必要（公的負担については国・都道府県・市区町村で支え合うことが重要）。 ※受益者負担の水準については、国において金額の目安等を示すことを検討する必要。 ・企業版ふるさと納税やガバメントクラウドファンディングをはじめとした寄附等の活用等、新たな財源の確保も有効に組み合わせていくことが重要。 ・家庭の経済格差が生徒の体験格差につながることを防ぐよう、経済的に困窮する世帯の生徒への支援については確実に措置を行う必要。 ・部活動指導員の配置について、次期改革期間においても一定の範囲で支援を行っていく必要。

4. 地方公共団体における推進体制の整備

- 地方公共団体において、専門部署の設置や総括コーディネーターの配置等、適切な推進体制を整備することが重要。
- 改革を円滑に進めるためには、地方公共団体とともに、総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、体育・スポーツ協会、競技団体、文化芸術団体、文化協会、社会教育施設、民間事業者、大学、地域の中学校体育連盟、中学校文化連盟、スポーツ推進委員等と適切に役割分担を行い、幅広い関係者が連携・協働しながら一体となって取組を進める必要。
- 都道府県が広域自治体としてリーダーシップを発揮し、市区町村に対して必要な支援をきめ細かく行うことも重要。
- 一つの市区町村における対応が困難な場合には、複数の市区町村による広域連携の取組を進めることも重要。

5. 学習指導要領における取扱い

- 地域クラブ活動は、学校外の活動ではあるものの、教育的意義を有する活動であり、継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保し、学校を含めた地域全体で生徒の望ましい成長を保障するもの。そのため、地域クラブと学校との連携が大切。
- 実態としては、現時点における地域展開等の進捗状況・見通しを踏まえると、今後、休日を中心に、地域クラブ活動が広く普及・定着していることが見込まれる一方で、当面は、平日を中心に学校部活動が存続する学校も一定程度あることが想定。
- 一方、その指導体制については、地域展開が原則となる休日だけでなく、地域連携も含めて取組が進められる平日についても、地域クラブの指導者又は部活動指導員が指導を担う体制を普及させていくことが重要。
- こうしたことを踏まえ、学習指導要領の次期改訂においては、地域クラブ活動の普及・定着を前提とした記載としつつ、地域展開が困難な場合等に実施される学校部活動に関しても教職員等の負担軽減の視点から一定の記載を行うことが考えられる。
- 今後、このような方向性を踏まえつつ、地域クラブ活動と部活動に関する記載内容についてスポーツ庁及び文化庁において更なる検討・具体化を進めた上で、中央教育審議会に報告されることが期待される。

※なお、学習指導要領解説については、別途、現行ガイドラインの記載等に沿った見直し（学校と地域クラブとの連携等に関する記載の新設等）が令和6年12月に行われている。

※学習指導要領については学校における教育課程の基準であり、現行の部活動についての記載も学校の教育課程との関連を中心に行われているものであることに留意が必要であり、地域クラブ活動と学校との必要な連携など、地域クラブ活動の実施に当たっての留意点等については学習指導要領解説や部活動ガイドラインなどにおいて詳細を記載していくことも考えられる。

各論（個別課題への対応等）

1. 地域クラブ活動を担う運営団体・実施主体の体制整備等

- 地域全体での連携体制の整備（地方公共団体と関係団体等との連携・協働、コーディネーターの配置、学校との連携等）
- 運営に関するサポート体制の整備、運営を担う人材の確保・育成
- 組織体制・財政基盤の整備
- ICT活用による運営業務の効率化 等

2. 指導者等の質の保障・量の確保

- 多様な人材の発掘・マッチング・配置（人材バンクの設置・運用、大学生の活用促進、希望する教職員の兼職兼業等）
- 適切な資質・能力の保障、人材育成（研修会開催、公認指導者資格の取得促進、指導の手引き作成、適切な処遇の確保等）
- 平日（学校部活動）と休日（地域クラブ活動）の一貫指導 等

3. 活動場所の確保

- 学校施設等の有効活用（地方公共団体等による協力等）
- 認定を受けた地域クラブ活動の優先利用・使用料減免等
- 活動場所の管理運営の効率化等（ICT活用、鍵の受渡しの負担軽減、指定管理者制度等の活用、学校施設の複合化等）

4. 活動場所への移動手段の確保

- 既存車両の有効活用（スクールバスやスポーツ団体のマイクロバス等）
- 地域公共交通との連携等（運行ダイヤの見直し検討、利用料への補助、AIオンデマンド交通や公共ライドシェアの活用等）
- 多様な政策分野との連携・協働等（介護・福祉・医療等）

5. 大会やコンクールの運営の在り方

- 生徒の大会等の参加機会の確保（地域クラブ活動の認定制度の導入に合わせた大会参加規程の見直し、行政・関係団体等による協議の場の設定等）
- 大会に参加する生徒への支援等（交通費・宿泊費の支援等）
- 大会の運営及び引率等の体制整備（地域クラブ活動関係者や保護者等の参画促進、大会運営の外部委託等） 等

6. 生徒・保護者等の関係者の理解促進

- 国における取組（ポスター・チラシ・動画等、ポータルサイトやSNS等を通じた広報、説明会・シンポジウム等の開催）
- 地方公共団体等における取組（学校と連携した生徒等へのきめ細かな情報提供等、体験会等の開催、生徒等の希望を把握するためのアンケート調査やワークショップの実施等）

7. 生徒の安全確保のための体制整備

- 事故や暴力・暴言等の不適切行為やいじめの防止（指導者・保護者・生徒等への研修等、組織的な体制整備、相談窓口の活用促進等）
- 事故や不適切行為が発生した場合の責任の所在の明確化
- 生徒及び指導者の保険への加入（傷害保険＋賠償責任保険）

8. 障害のある生徒の活動機会の確保

- 多様な地域の関係者の参画（障害者スポーツセンター、地域のパラスポーツ協会、放課後等デイサービス実施事業者等）
- 新たなスポーツ・文化芸術活動の機会の提供
- 障害者対応指導ツール等を活用した指導者の資質・能力の向上 等

総合教育会議
令和 7 年 7 月 9 日
済美教育センター教育相談担当

不登校について

(令和 7 年第 10 回教育委員会定例会及び令和 7 年第 2 回区議会定例会文教委員会における報告資料
「令和 6 年度におけるいじめ及び不登校に関する調査報告について」より抜粋)

不登校についての調査結果 (4 月 1 日～3 月 31 日)

年度	小学校		中学校		合計	
	発生学校数 (発生率)	不登校者数 (出現率)	発生学校数 (発生率)	不登校者数 (出現率)	発生学校数 (発生率)	不登校者数 (出現率)
2 年度	40 (100%)	219 (1.04%)	23 (100%)	339 (5.23%)	63 (100%)	558 (2.02%)
3 年度	39 (97.5%)	267 (1.24%)	23 (100%)	437 (6.68%)	62 (98.4%)	704 (2.51%)
4 年度	40 (100%)	381 (1.74%)	23 (100%)	516 (7.63%)	63 (100%)	897 (3.13%)
5 年度	40 (100%)	502 (2.26%)	23 (100%)	605 (8.9%)	63 (100%)	1,107 (3.82%)
6 年度	40 (100%)	494 (2.20%)	23 (100%)	540 (7.79%)	63 (100%)	1,034 (3.52%)

〈出現率は、不登校者数÷在籍者数×100 で計算を行った。〉

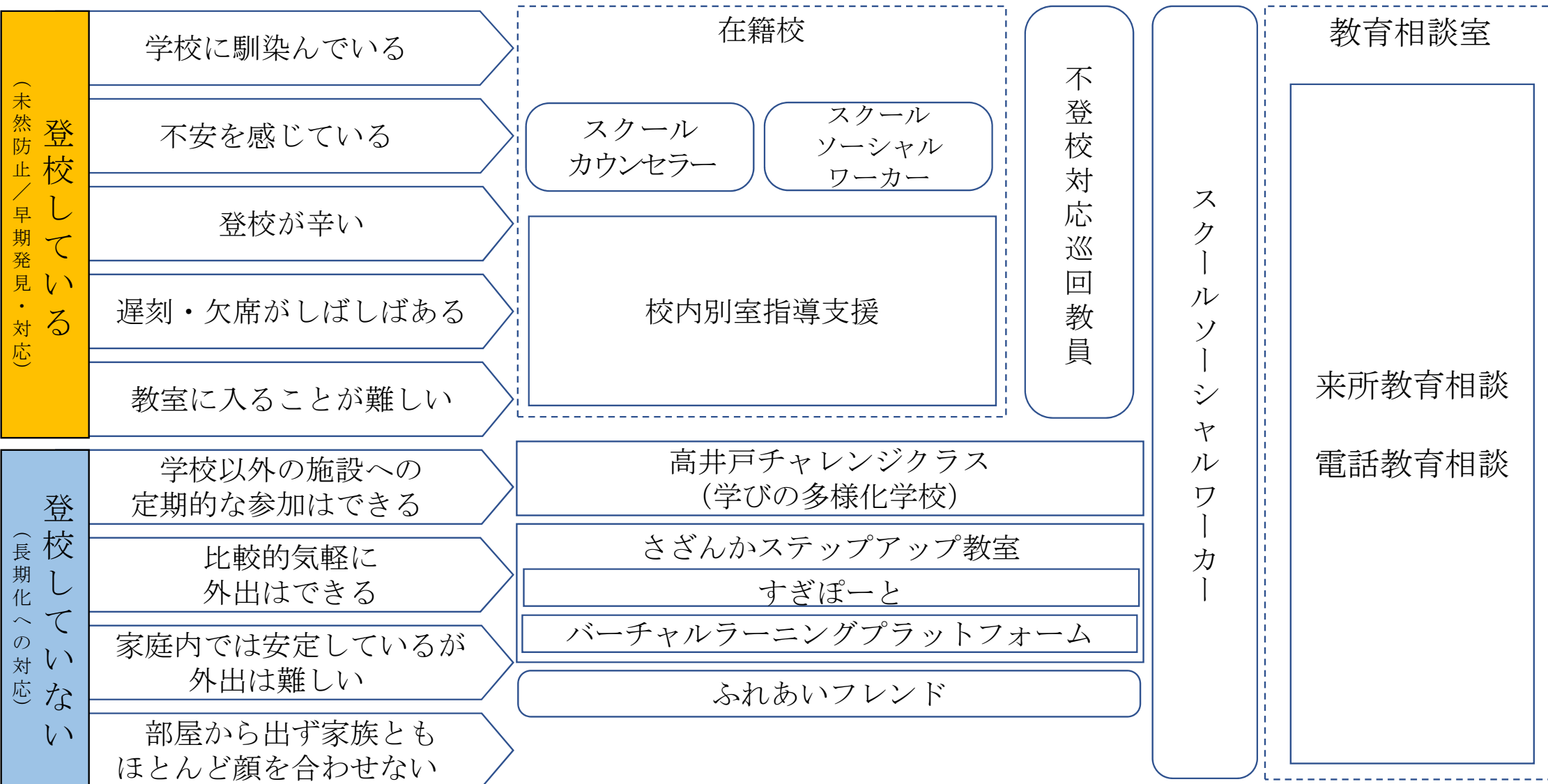
【主な特徴】

- ・すべての区立学校で不登校児童・生徒が存在する。
- ・不登校児童・生徒の割合（出現率）の過去 5 年間の変化を見ると、令和 2 年度から令和 5 年度にかけては小学校・中学校ともに増加の一途であった。さらに各年とも前年度と比較した場合の出現率の差は年を追うごとに増加しており、令和 5 年度まで加速度的な出現率の増加が見られた。他方、令和 6 年度においては、小学校・中学校ともに 5 年間続いた増加傾向がなくなり、僅かではあるが実数・割合ともに減少している。
- ・不登校者数が減少に転じた要因は、以下の二点であると考える。
 - ① 全校校内別室を設置し、児童・生徒の居場所づくりを進め、登校意欲につなげることができた。
 - ② スクールソーシャルワーカー (SSW) を 4 校に配置し、SSW による個に応じた支援を行うことにより、不登校傾向にある生徒への早期支援を行えた。

【今後の主な対応】

- ・スクールソーシャルワーカーの学校配置を拡充し、早期発見・早期対応に向けた組織的な教育相談体制の充実に努める。
- ・校内別室指導について定期的に利用状況を把握し、校内別室指導の有効活用に向けた支援を行う。
- ・高井戸チャレンジクラス (TCC) の教育課程の充実にに向けた支援を行う。
- ・不登校児童・生徒の学びやかかわりの場である東京都教育委員会バーチャル・ラーニング・プラットフォーム事業について内容の検証を行い、今後の方向性について検討する。
- ・既存の教育相談事業の目的や役割等を見直し、不登校児童・生徒の個に応じた支援の充実に図る。

教育相談事業全体イメージ（案）



教 育 相 談 概 要

— 令和 5 年度事業報告 —

杉並区立済美教育センター

目 次

○ 令和5年度事業報告

I	教育相談の概要と内容	1
1	令和5年度各事業の概要	1
2	業務体制における取組と課題	1
II	教育相談	2
1	来所教育相談	2
2	電話教育相談	4
III	小・中学校スクールカウンセリング	5
1	小学校スクールカウンセリング	5
2	中学校スクールカウンセリング	6
IV	スクールソーシャルワーク事業	7
1	概況	7
2	令和5年度の実施	7
V	さざんかステップアップ教室（適応指導教室）	9
1	概況	9
2	設置教室	9
3	入室児童・生徒数（令和5年度）	9
4	各教室の特徴	10
5	年間行事・特別活動等	10
6	進路状況・再登校状況（令和5年度）	10
7	通室児童・生徒数の変化	11
8	再登校状況・通室状況	11
9	令和5年度の実施	12
VI	不登校支援事業	13
1	概況	13
2	令和5年度の実施	14
VII	研修・その他	15
1	事例検討会	15
2	教育相談全体研修会	15
3	小・中スクールカウンセラー連絡会	15
4	適応指導教室職員研修	16

I 教育相談の概要と内容

1 令和5年度各事業の概要

教育相談	【来所教育相談】 ○区内の児童・生徒及びその保護者の方々から、子どもの不登校、情緒の悩み等について面接による相談を行っている。 ○相談受付は、月、水、金、土曜日の午前9時～午後5時。火、木曜日は午前9時～午後7時。※日曜日、祝日、年末年始を除く ○予約申し込みTEL：03-6379-5491 (済美教育センター教育相談室代表) 【電話教育相談】 ○匿名による電話での相談を行っている。 ○月～金曜日の午前9時～午後5時。※祝日、年末年始を除く ○TEL：03-6304-3017
スクールカウンセリング	○東京都教育委員会と杉並区教育委員会において取り交わす「東京都公立学校スクールカウンセラーの派遣に関する協定書」により区立小・中学校全校にスクールカウンセラーを配置している。 ○「令和5年度東京都公立学校スクールカウンセラー追加配置基準」に則り、区立小・中学校の内6校を対象に追加配置を実施している。 ○小・中学校スクールカウンセラー連絡会：年間2回
スクールソーシャルワーク	○保護者や学校の依頼を受けて、いじめ、不登校、非行、発達の違い等、様々な事情を抱える子どもを関係機関と連携し支援している。
さざんかステップアップ教室 (適応指導教室)	○不登校又はその傾向にある児童・生徒を対象に、学習や集団活動を通して社会性をはぐくみ、社会的自立等を支援している。 ○荻窪教室は小学生対象、天沼教室・和田教室は中学生対象、宮前教室は小学生（第5，6学年）と中学生対象の教室である。 ○小・中学生とも、在籍校に籍を置いて通室する。
不登校支援	○ひきこもり傾向にある児童・生徒を対象に、教育学・心理学・福祉学を専攻する大学生等の訪問相談員が家庭を訪問し支援する。 ○学校に対し、不登校児童・生徒の個々の事例に応じた支援、未然防止のための相談を行っている。 ○令和2年10月から、創作活動を中心とした相談グループ（すぎぼーと）を実施している。 ○校内の別室であれば登校できる児童・生徒に対して、教室以外の居場所における支援を行うことを目的として、地域人材等のボランティアを配置している。
関係機関との連携・協働	○要保護児童対策地域協議会：年間2回 ○「女性に対する暴力」問題対策連絡会議：年間2回

教育相談員、スクールソーシャルワーカー、教育職等、様々な職種が連携し、相談支援を行った。

2 業務体制における取組と課題

平成25年度に都費によるスクールカウンセラーが全小学校に配置されたことを受け、平成28年度には、それまで区費により配置していたスクールカウンセラーについては当時所管である特別支援教育課の教育相談に専念する体制に改めた。

令和5年度の教育相談・学校カウンセリングの相談件数は、令和4年度から微増となっている。相談内容は複雑化、多様化の傾向があり、教育相談員（心理職）、スクールソーシャルワーカー、教育職が連携して対応しているが、区内関係機関、医療等との更なる組織間の連携が必要となっている。

Ⅱ 教育相談

1 来所教育相談

児童・生徒、保護者の教育に関する悩みや心配ごと、不登校、いじめ等について、専門的な立場からカウンセリングや助言を行うとともに、関係機関と連携・協働する等総合的な相談・支援を行っている。

令和5年度の実績は以下の表1のとおり。

表1 令和5年度 来所教育相談受付件数（主訴別・学校種別）

相談内容	就学前	小学低	小学高	中学生	高校生	その他	合計	昨年度
①不登校	0	108	174	295	5	3	585	530
②精神身体症状	0	4	3	7	0	0	14	12
③内気・緘黙	0	3	4	3	0	0	10	4
④情緒の問題	0	28	21	45	0	0	94	97
⑤非行・盗み	0	1	3	0	0	0	4	10
⑥反抗・乱暴	0	10	10	3	0	1	24	17
⑦集団不適応	0	6	7	4	0	0	17	13
⑧いじめ	0	2	3	1	0	0	6	4
⑨学業不振	0	2	3	3	1	0	9	17
⑩進路	0	1	1	4	0	0	6	6
⑪発達障害	1	6	9	9	0	0	25	36
⑫身体障害	0	0	0	0	0	0	0	0
⑬言語	0	2	0	0	0	0	2	0
⑭病・虚弱	0	0	0	0	0	0	0	1
⑮子育て	0	4	3	8	1	0	16	23
⑯家庭・家族	0	1	7	12	1	0	21	31
⑰対教師・学校	0	6	9	5	0	1	21	6
⑱余暇の問題	0	0	0	0	0	0	0	1
⑲性の問題	0	0	1	0	0	0	1	0
⑳その他	0	1	0	1	0	4	6	6
合計	1	185	258	400	8	9	861	814

※小学低・・・小学校1～3年生、小学高・・・小学校4～6年生

表2 来所教育相談受付件数の推移（令和元年度～令和5年度）

		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
来所教育相談	継続件数	551	444	394	333	360
	新規件数	357	310	420	481	501
	総件数	908	754	814	814	861
心理検査報告書送付件数		431	59	17	4	3

表2より

令和元年度の組織改正により、特別支援教育課の教育相談が済美教育センターに移管となり、特別支援教育課には就学支援相談係が新設され、相談業務がそれぞれの課に分化されたため、令和元年度からの件数は減少している。また、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響で学校が臨時休校になった期間があり、相談件数が減少したが、令和3年度からは件数が多少増加し、令和5年度は前年度比で増となった。

家庭環境の複雑化、相談内容の多様化により、他機関との連携が必要な事例が増えており、また、継続的な相談支援が必要な事例は依然として高水準で推移している。

○スーパーバイズ

教育相談員の専門性の向上を目的として、専門家による心理所見等の指導・助言を行う研修を実施している。

令和5年度は24回の研修を実施し、新人職員の育成や教育相談員のスキルアップを図った。

2 電話教育相談

来所が困難な場合等は、匿名による電話での相談を行っている。

令和5年度の実績は以下の表3のとおり。

表3 令和5年度 電話教育相談受付件数（主訴別・学校種別）

相談内容	就学前	小学低	小学高	中学生	高校生	その他	合計	昨年度
①不登校	0	8	4	12	0	0	24	28
②精神身体症状	0	1	1	2	1	0	5	3
③内気・緘黙	0	3	0	1	0	0	4	0
④情緒の問題	0	1	4	0	0	0	5	6
⑤非行・盗み	0	0	0	1	0	0	1	1
⑥反抗・乱暴	0	1	1	0	0	0	2	1
⑦集団不適応	0	1	1	0	0	0	2	4
⑧いじめ	0	5	0	0	0	0	5	5
⑨学業不振	0	1	1	1	1	0	4	10
⑩進路	0	0	0	2	1	0	3	4
⑪発達障害	0	1	6	3	0	0	10	7
⑫身体障害	0	0	0	0	0	0	0	0
⑬言語	0	0	0	0	0	0	0	0
⑭病・虚弱	0	0	0	0	0	0	0	0
⑮子育て	0	0	1	1	0	1	3	0
⑯家庭・家族	0	0	0	0	0	0	0	0
⑰対教師・学校	0	3	8	8	0	4	23	16
⑱余暇の問題	0	0	0	0	0	0	0	0
⑲性の問題	0	0	1	0	0	0	1	0
⑳その他	1	2	3	2	0	5	13	14
合計	1	27	31	33	3	10	105	99

Ⅲ 小・中学校スクールカウンセリング

1 小学校スクールカウンセリング

東京都教育委員会と杉並区教育委員会で取り交わす「東京都公立学校スクールカウンセラーの派遣に関する協定」により、全区立小学校にスクールカウンセラーを年間 38 日配置している（追加配置対象校は年間 76 日）。

令和 5 年度の実績は以下の表 4 のとおり。

表 4 令和 5 年度 小学校スクールカウンセラーの相談内容・件数

相談内容		対象	児童・生徒	保護者	教職員	その他	合計	昨年度
内容別 相談回数	①長期欠席・不登校		753	1,083	1,091	51	2,978	3,107
	②いじめ		61	33	86	0	180	219
	③友人問題		780	192	498	0	1,470	1,536
	④問題行動等							
	暴力行為		22	22	52	0	96	261
	非行・不良行為		34	20	53	1	108	
	⑤情緒不安定		454	373	628	9	1,464	1,473
	⑥性格・行動		689	890	1,597	28	3,204	3,192
	⑦生活習慣		14	20	62	0	96	129
	⑧身体・健康		39	66	101	2	208	375
	⑨学習・進学		130	180	323	5	638	516
	⑩家庭・家族		267	152	466	48	933	816
	⑪虐待		48	25	52	22	147	109
	⑫対教師		127	123	171	0	421	317
	⑬部活等		2	0	0	0	2	13
	⑭自己理解		83	6	4	0	93	147
	⑮子育て		18	303	133	7	461	506
	⑯発達障害		195	366	590	23	1,174	929
	⑰カウンセリングの方法		9	29	59	3	100	88
	⑱学外との連携		7	5	28	65	105	95
	⑲話相手		1,877	3	47	0	1,927	1,567
	⑳貧困の問題		0	0	0	0	0	0
	㉑ヤングケアラー		7	0	9	2	18	0
	㉒性的マイノリティ		0	1	0	0	1	—
	㉓自殺企図		0	0	0	0	0	—
	㉔その他		354	68	439	267	1,128	1,260
合計			5,970	3,960	6,489	533	16,952	16,655

表 4 より

相談内容の内訳は、「⑥性格・行動」が 3,204 件と、前年に引き続き最も多く、次いで「①長期欠席・不登校」の相談件数が多かった。ここ数年、総件数に占める不登校の相談件数の割合が高まっており、昨今の不登校児童・生徒の増加傾向をめぐむ状況を反映する結果となっている。なお、「⑥性格・行動」は、学級の様子を観察する際や保護者の相談を開始するきっかけになる項目で、学校内での相談において多く分類されるものとなっている。

対児童の相談内容では「⑲話相手」が最も多い。困りごとや相談ごとが無くても、スクールカウンセ

ラーが児童と日頃から関わりをもつことで、相談しやすい環境を作るための大切な活動になっている。

2 中学校スクールカウンセリング

小学校と同様に、「東京都公立学校スクールカウンセラーの派遣に関する協定」により、全区立中学校にスクールカウンセラーを年間 38 日配置している（追加配置対象校は年間 76 日）。

令和 5 年度の実績は以下の表 5 のとおり。

表 5 令和 5 年度中学校スクールカウンセラーの相談内容・件数

相談内容		対象	児童・生徒	保護者	教職員	その他	合計	昨年度
内容別 相談回数	①長期欠席・不登校		742	709	1,081	73	2,605	2,904
	②いじめ		4	2	8	1	15	108
	③友人問題		172	35	147	1	355	404
	④問題行動等							
	暴力行為		7	23	15	1	46	55
	非行・不良行為		1	0	2	0	3	
	⑤情緒不安定		157	77	268	8	510	1,019
	⑥性格・行動		126	147	353	27	653	738
	⑦生活習慣		14	20	25	0	59	57
	⑧身体・健康		38	36	60	1	135	122
	⑨学習・進学		59	71	134	4	268	425
	⑩家庭・家族		135	59	185	11	390	819
	⑪虐待		9	1	31	4	45	45
	⑫対教師		14	12	40	0	66	97
	⑬部活等		15	5	10	0	30	60
	⑭自己理解		84	3	23	0	110	95
	⑮子育て		0	71	6	0	77	54
	⑯発達障害		88	82	167	3	340	854
	⑰カウンセリングの方法		3	4	25	1	33	44
	⑱学外との連携		3	1	10	42	56	103
	⑲話相手		100	0	7	1	108	234
	⑳貧困の問題		0	0	0	0	0	0
	㉑ヤングケアラー		1	0	2	1	4	9
	㉒性的マイノリティ		2	0	1	0	3	—
	㉓自殺企図		11	2	1	0	14	—
	㉔その他		31	25	97	16	169	143
合計			1,816	1,385	2,698	195	6,094	8,389

表 5 より

相談内容の内訳は、前年と同様に「①長期欠席・不登校」が 2,605 件と最も多く、次いで「⑥性格・行動」が 653 件であった。

Ⅳ スクールソーシャルワーク事業

1 概況

スクールソーシャルワーカー（以下ＳＳＷ）は、不登校やひきこもり・非行・いじめ・養育困難家庭等、様々な事情を抱えた子どもたちの背景に着目し、環境への働きかけを行う福祉の専門職である。

平成１９年より１名済美教育センターに配置され、平成２４年度から済美教育センター特別支援教育課に８名、平成２７年度から済美教育センター教育ＳＡＴに３名と特別支援教育課相談係に５名が配置された。平成３１年度からは済美教育センター教育相談担当に１０名の配置となっている。

2 令和５年度の取組

○ＳＳＷの配置：１０名（区内を警察署管轄で３エリアに分け各エリアに３名配置、１名はフリー配置）

○対応児童・生徒人数：２２３名（Ｒ４年度 ２０５名）

※新規８２件（月平均６．８件）、年度末に７３件終結

※対応児童生徒内訳

小学生：８９名 中学生：１２９名 卒業生：５名

男：１３３名 女：９０名

○ＳＳＷの対応ケースについて

表６ 令和５年度 継続支援対象児童生徒の抱える問題と支援状況について（ＳＳＷ活用事業報告より）

児童生徒の抱える課題	件数	(a)問題が 解決	(b)支援中 であるが 好転	(c)支援中	(d)その他
① 不登校	175	24	42	98	11
② いじめ、暴力行為、非行等の問題行動	9	0	5	3	1
③友人・教職員等との関係の問題（②を除く）	8	2	2	4	0
④児童虐待	7	0	3	3	1
⑤貧困の問題	4	0	0	4	0
⑥ヤングケアラー	6	1	2	3	0
⑦家庭環境の問題（④、⑤、⑥を除く）	57	6	14	29	8
⑧心身の健康・保健に関する問題（②、④を除く）	7	1	2	3	1
⑨発達障害等に関する問題	19	0	5	13	1
⑩性的マイノリティ	0	0	0	0	0
合 計	292	34	75	160	23

※複合的な課題や児童生徒の置かれている状況をより具体的にするために、児童・生徒の抱える課題の一部項目を複数カウントしている

※前年度と比較すると不登校・家庭環境の課題が増えている。これは、ＳＳＷ活用の周知活動等を進めていくことにより、不登校だけでなく様々な課題を抱える児童生徒への支援介入が可能となったことが要因と考えられる。

○学校配置型にむけた試行実施の取り組み

杉並区では、学校内でもＳＳＷによる支援の充実を図っていくことを目的として、ＳＳＷがチーム学校の一員として機能できる学校配置型を目指し、学校配置への段階的な移行の取り組みとして、令和５年１０月から１２月までの間、中学校４校を対象とした学校配置の試行実施を行った。

○学校や関係機関との連携・講演活動

学校との連携をより深めるため、学校訪問の実施、校長会・副校長会・生活指導主任会・ＳＣ連絡会・養護部会等に参加し、学校内のＳＳＷの理解促進を行った。

各関係機関に関しては、子ども家庭支援センター、四者協、児童委員の研修でＳＳＷについての研修を行い、ゆう杉連絡会、児童館館長会、地域行政連絡会、実務者会議では連携を深めるための会議に参加している。

○地域との連携・講演活動

地域社会資源（子どもの居場所・無料塾・子ども食堂）の見学・各地域ネットワーク連絡会の参加等を通して、子どもたちの現状やニーズ・地域の情報を把握し、地域において子どもと関わる大人との関係性の構築を図った。

○スーパーバイズ

令和５年度は年間６回、２名の講師のスーパーバイズ（ＳＶ）を実施した。

スーパーバイザーから助言・研修を受けることにより、個人のスキルアップを図るとともに、スーパーバイザーが持つ全国のＳＳＷの活動内容を知ることができた。ＳＳＷの活動内容は自治体によって異なるため、杉並区における活動の振り返りにもつながっている。

V さざんかステップアップ教室（適応指導教室）

1 概況

杉並区に在住する不登校（病気や経済的な事情以外の理由により、一定期間登校しない又は登校できない状態をいう。）又はその傾向のある小・中学生（以下「児童・生徒」という。）に対して、所属する小学校、中学校及び義務教育学校に在籍しながら、集団生活を通じて社会性をはぐくみ、社会的自立ができるよう支援している。

2 設置教室

名 称	所在地
さざんかステップアップ教室「天沼教室」	杉並区本天沼 3 丁目 10 番 20 号 天沼中学校内
さざんかステップアップ教室「和田教室」	杉並区和田 1 丁目 41 番 10 号
さざんかステップアップ教室「宮前教室」	杉並区宮前 5 丁目 5 番 27 号
さざんかステップアップ教室「荻窪教室」	杉並区天沼 3 丁目 15 番 20 号 旧若杉小学校 3 階

3 入室児童・生徒数（令和 5 年度）

天沼教室＜中学生＞

中 1	中 2	中 3	計
6	23	23	52

和田教室＜中学生＞

中 1	中 2	中 3	計
4	17	16	37

宮前教室＜小学 5，6 年生、中学生＞

小 5	小 6	中 1	中 2	中 3	計
2	6	5	15	17	45

荻窪教室＜小学生＞

小 1	小 2	小 3	小 4	小 5	小 6	計
0	5	9	7	17	25	63

合計

小 1	小 2	小 3	小 4	小 5	小 6	小学計	中 1	中 2	中 3	中学計	合計
0	5	9	7	19	31	71	15	55	56	126	197

4 各教室の特徴（開室時間 8:30～17:00）

（１）天沼教室・和田教室（中学生）

通室頻度は生徒の状況に合わせて決めることができる。午前は個別学習の時間が３コマあり、６教科（国・数・英・理・社・総合）と心理相談員が行う相談の中から自分で時間割を組み、自分のペースで活動することができる。午後は小集団での特別活動・体験活動を行う。生徒の状況に合わせて心理相談も行う。

（２）宮前教室（小学５、６年生、中学生）

グループ制による少人数での活動から始めることができ、通室頻度は児童・生徒の状況に合わせて決めることができる。小集団・個別での特別活動・体験活動に加えて、個別学習や心理相談も行う。

（３）荻窪教室（小学生）

通室頻度は児童の状況に合わせて決めることができる。個別学習と小集団での特別活動・体験活動に加えて、児童の状況に合わせて心理相談も行う。

5 年間行事・特別活動等

各教室に通室する児童・生徒の実態に合わせて、以下の活動等を実施している。

（中学生）

遠足 防災体験 ゆう杉並体験教室 調理実習 書き初め 農業体験 等

（小学生）

遠足 社会科見学 クラフト教室 調理実習 等

（小・中学生合同）

スポーツフェスティバル 音楽鑑賞教室 宿泊体験 等

6 進路状況・再登校状況（令和５年度）

令和５年度、さざんか教室に登録した中学３年生（５６名）全員の進路先が下記の通り決定した。

天沼教室

国・私立全日制	都立全日制	都立定時制			通信制			サポート校	高等専修学校	他	計
		昼夜間定時	チャレンジ	定時制	都立通信制	私立通信制	公立（都外）				
0	4	0	2	5	0	9	0	0	2	1	23

和田教室

国・私立全日制	都立全日制	都立定時制			通信制			サポート校	高等専修学校	他	計
		昼夜間定時	チャレンジ	定時制	都立通信制	私立通信制	公立（都外）				
3	0	1	4	0	0	5	0	2	1	0	16

宮前教室

国・私立全日制	都立全日制	都立定時制			通信制			サポート校	高等専修学校	他	計
		昼夜間定時	チャレンジ	定時制	都立通信制	私立通信制	公立（都外）				
0	3	0	4	0	0	9	0	0	0	1	17

7 通室児童・生徒数の変化

(小学生)

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
荻窪教室	20	21	23	49	71	63
宮前教室				4	4	8
合 計	20	21	23	53	75	71

小学生の合計は、前年度比約 0.95 倍と若干の減少となった。

(中学生)

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
天沼教室	20	24	26	41	45	52
和田教室	20	23	28	36	38	37
宮前教室	28	25	34	43	26	37
合 計	68	72	88	120	109	126

中学生の合計は、前年度比約 1.14 倍の増加となった。

(小・中学生 合計)

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
天沼教室	20	24	26	41	45	52
和田教室	20	23	28	36	38	37
宮前教室	28	25	34	47	30	45
荻窪教室	20	21	23	49	71	63
合 計	88	93	111	173	184	197

小・中学生の合計は、前年度比約 1.06 倍の増加となった。

8 再登校状況・通室状況

天沼教室 <中学生>

学校に再登校	部分的に学校に登校	さざんかに通室	その他 (フリースクール等)	計
5	20	21	6	52

宮前教室 <小学 5, 6 年生、中学生>

学校に再登校	部分的に学校に登校	さざんかに通室	その他 (フリースクール等)	計
5	15	20	5	45

和田教室 <中学生>

学校に再登校	部分的に学校に登校	さざんかに通室	その他 (フリースクール等)	計
5	5	18	9	37

荻窪教室 <小学生>

学校に再登校	部分的に学校に登校	さざんかに通室	その他 (フリースクール等)	計
12	16	24	11	63

合計

学校に再登校	部分的に学校に登校	さざんかに通室	その他 (フリースクール等)	計
27	56	83	31	197

令和5年度、さざんか教室への通室が定着した児童・生徒の支援に加え、学校への再登校、フリースクール等民間機関や院内学級の利用、SSW との連携支援など、一人ひとりに合った学びの場を共に検討し、保障する支援を行った。

9 令和5年度の取組

不登校児童・生徒の対人関係や学習、生活の経験の場として多様な支援を行った。各教室での日常的な関わりに加えて、合同遠足・スポーツフェスティバル・宿泊体験等で教室の垣根を超えた交流を行った。全教室での通室児童・生徒数は前年度比約1.08倍とやや増加した。小学生は約0.95倍と若干減少したが、中学生は約1.17倍の増加となった。また、児童・生徒への理解と支援の充実のため各教室での事例検討会研修を実施した。

VI 不登校支援事業

1 概況

(1) ふれあいフレンド事業

ひきこもりがちな児童・生徒を対象に、心理学・教育学を専攻する大学生等をふれあいフレンド（訪問相談員）として家庭等に派遣する事業を実施している。

ふれあいフレンドは、児童・生徒の家庭での相談活動の他、適応指導教室（さざんかステップアップ教室）での支援活動も行っている。

ふれあいフレンドのサポートとして、不登校相談支援チーム等がケース対応への助言等を行い、円滑に活動できるよう支援している。

(2) 学校への支援

不登校傾向にある児童・生徒の情報を学校と共有し、個々の事例に応じた支援の検討、未然防止のための相談等を学校と連携して行っている。

また、児童・生徒のための校内居場所の運営についても、学校からの要請に応じて不登校相談支援チームが訪問し、相談対応や助言を行っている。

(3) 教育相談グループ（すぎぼーと）

児童・生徒が複数の心理職との小集団活動（創作活動・心理相談等）を通して安定した人間関係を築き、主体的・自発的な選択ができるようになることを目的として、グループ相談による支援を行っている。日々の活動を通じて、自由に自己表現する経験を持ち、居場所ができることで自分に合った学びの場を考えることができる。

また、心理士が児童・生徒の活動状況を観察し、児童・生徒それぞれの課題を心理的観点からアセスメントし、定期的に児童・生徒及び保護者と面談を行うことで、それぞれの悩みや不安の解消に努めている。

すぎぼーとは、令和2年10月から中学生を対象として、さざんか宮前教室で運営を始めたが、より幅広いニーズに対応するため、令和4年度より、さざんか和田教室の中学生を対象としたグループと、さざんか荻窪教室の小学生（4～6年生）を対象としたグループに拡充し、3ヶ所で運営している。

2 令和5年度の取組

(1) ふれあいフレンド事業

令和5年度の活動は、区内4か所のさざんかステップアップ教室への派遣を中心に実施し、日々の活動を通じて児童・生徒への支援を行った。

家庭訪問については、派遣を希望する家庭の児童・生徒の状況及びふれあいフレンドの活動可能な時間帯等との調整が難しく、家庭派遣は来年度以降の課題とした。

(2) 学校への支援

不登校相談支援チームが学校と連携し不登校児童・生徒の個別の事例について支援を検討した。また、さざんか教室に通室している生徒への相談支援や、学校内で不登校の居場所を作る取組への助言、および校内委員会等の会議の場への参加も適宜行った。令和5年度は16校訪問を行った。

(3) 教育相談グループ

令和5年度の登録児童・生徒は以下の通りであった。活動を経て、教育相談グループからさざんか教室に入室する生徒もいた。さざんか教室へ移行した生徒の通室状況は概ね安定していた。

宮前	令和5年度	令和4年度	令和3年度
中1	0	4	2
中2	4	4	4
中3	4	3	1
合計	8	11	7

和田	令和5年度	令和4年度
中1	0	0
中2	1	1
中3	1	0
合計	2	1

荻窪	令和5年度	令和4年度
小4	4	1
小5	2	2
小6	2	0
合計	8	3

VII 研修・その他

1 事例検討会

教育相談員、スクールソーシャルワーカーの資質向上を目的とし、外部から講師を招き、事例検討会を実施している。令和5年度は以下のとおり事例検討会を行った。

実施日	講 師	内 容
10月16日	東北大学 教授 若島 孔文	不登校児童・生徒とその保護者への対応等
11月13日		
2月22日		

2 教育相談全体研修会

教育相談員、小・中学校スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、適応指導教室指導員、ふれあいフレンドの資質向上を目的とし研修会を行っている。令和5年度は以下の通り研修会を行った。

実施日	講 師	内 容
5月30日	武蔵野大学 教授 藤森 和美	学校での事件・事故時等の 緊急支援について 参加者：27名
8月29日	東洋英和女学院大学 教授 小坂 和子	インテークと初期の見立て 参加者：22名

3 小・中スクールカウンセラー連絡会

小・中学校のスクールカウンセラーの業務に関する説明、および情報交換を目的とし、令和5年度は以下のとおり年間2回の連絡会を行った。

実施日	講 師	内 容
5月31日	特別支援教育課就学支援相談係長 ほか	①来所教育相談について ②特別支援教育課について ③学齢期発達支援事業について ④相談窓口・相談方法・手続き・連携について
10月4日	教育相談担当課長 ほか	①教育相談について ②ヤングケアラーについて

4 適応指導教室職員研修

適応指導教室の職員の資質向上を目的とし、令和5年度は以下のとおり、研修を行った。

実施日	講 師	内 容
9 月 7 日	公認心理師・臨床心理士 夏井 麻優子	不登校児童・生徒の支援に生かす WISC-IVの活用
10 月 12 日		
11 月 9 日		
1 月 25 日		

登録印刷物番号

06-0044

令和6年度版

令和6年12月発行

編集・発行

杉並区立済美教育センター教育相談係

〒168-0068 杉並区永福4-25-4

電話(03)6379-5491

杉並区のスクールカウンセラーについて

１ 概要

学校における教育相談体制の充実のため、東京都より区内全小・中にスクールカウンセラー（以下ＳＣ）が派遣されている。また、令和６年度より区採用によるＳＣを配置している。

２ 配置状況（令和７年度４月時点）

	東京都公立学校スクールカウンセラー （都ＳＣ）	区費採用のスクールカウンセラー （区ＳＣ）
採用区分	東京都公立学校会計年度任用職員	会計年度任用職員（専門）
人数	66人（兼務校あり）	10人（1人を2校に配置）
配置日数	年間38日（追加配置対象校は76日）	年間48日（年間96日勤務のＳＣが2校を兼務）
配置校	全区立小・中（済美養護学校を除く）	小10校、中10校

※都ＳＣ追加配置について：次の３つの基準により追加配置校を選出。①在籍児童・生徒数が267人以上②心理の専門家の必要性について、実態やニーズに基づいた明確な理由があること③追加配置可能校数の上限は6校

３ 学校別配置人数（令和７年４月時点）

学校名	都 SCSC	区 SC
1 杉並第一小	1	
2 杉並第二小	1	
3 杉並第三小	1	
4 杉並第六小	1	
5 杉並第七小	1	1
6 杉並第九小	1	1
7 杉並第十小	1	1
8 西田小	1	
9 東田小	1	
10 馬橋小	2	
11 桃井第一小	1	1
12 桃井第二小	1	
13 桃井第三小	1	
14 桃井第四小	1	
15 桃井第五小	1	
16 四宮小	1	
17 荻窪小	1	
18 井荻小	1	
19 沓掛小	2	
20 高井戸小	1	1

学校名	都 SC	区 SC
21 高井戸第二小	2	
22 高井戸第三小	1	
23 高井戸第四小	1	
24 松庵小	1	
25 浜田山小	1	1
26 富士見丘小	1	
27 大宮小	1	
28 堀之内小	1	
29 和田小	1	1
30 方南小	1	1
31 済美小	1	
32 八成小	1	
33 三谷小	1	
34 松ノ木小	1	
35 高井戸東小	1	1
36 久我山小	1	
37 天沼小	1	
38 永福小	1	
39 新泉和泉小	1	1
40 高円寺小	1	

学校名	都 SC	区 SC
41 高南中	1	
42 杉森中	1	
43 阿佐ヶ谷中	1	1
44 東田中	1	1
45 松溪中	1	1
46 天沼中	1	1
47 東原中	1	1
48 中瀬中	2	
49 井荻中	2	
50 井草中	1	1
51 荻窪中	1	
52 神明中	1	
53 宮前中	1	1
54 富士見丘中	1	
55 高井戸中	2	
56 向陽中	1	1
57 松ノ木中	1	
58 大宮中	1	
59 泉南中	1	1
60 和田中	1	
61 西宮中	1	1
62 和泉中	1	
63 高円寺中	1	

杉並区のスクールソーシャルワーカーについて

１ 概要

スクールソーシャルワーカー（以下ＳＳＷ）は、不登校やひきこもり・非行・いじめ・養育困難家庭等、様々な事情を抱えた子どもたちの背景に着目し、環境への働きかけを行う福祉の専門職である。

２ 配置状況

済美教育センター教育相談係に 14 名配置している。

（１）採用区分

会計年度任用職員（一般）

（２）令和 7 年度人数

14 名

（３）配置日数

月 16 日

（４）令和 7 年度の体制

ＳＳＷがチーム学校の一員として機能できる学校配置型を目指し、派遣型からの段階的な移行に取り組んでいる。令和 7 年度は学校担当制による派遣型を基本としながら、中学校 8 校を配置モデル校として指定し、ＳＳＷを配置している。

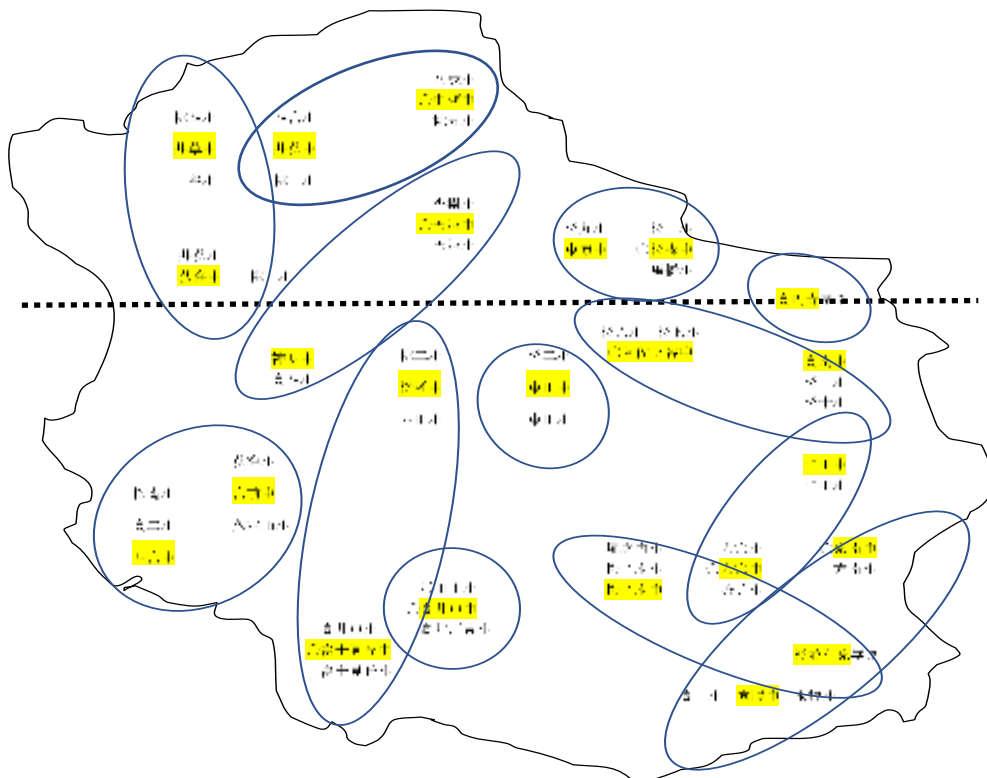
【学校担当制・配置モデル校】

ア 学校担当制

ＳＳＷが担当する学校を明確にした上で、学校の要請に応じて済美教育センター教育相談室から派遣する。

イ 学校配置モデル校（8 校指定）

配置モデル校として指定した中学校 8 校（下図にて○印のある学校）にＳＳＷを週に 1 日配置し、「チーム学校」体制の整備を推進するためのＳＳＷの役割や動き方等を検討するための学校のこと。配置モデル校での勤務日以外は学校担当制により済美教育センター教育相談室から派遣する。



保護者の皆様へ

杉並区教育委員会では、不登校の生徒に新たな学びのスタイルを提供する場として、高井戸中学校にチャレンジクラス（不登校対応校内分教室）を設置しました。

- 1 不登校生徒が安心して学校生活を送ることができるようゆとりある生活時程を実現し、本人が希望する学び方に応じた支援を行います。
- 2 正規の教員がチャレンジクラスの担任となり、高井戸中学校の教員とも連携しながら授業を行います。また、高井戸中学校の養護教諭やスクールカウンセラー等も生徒の支援に関わります。
- 3 生徒一人ひとりの学習状況に合わせた個別学習やグループ別学習などを行うほか、生徒の興味や関心に合わせた様々な体験活動等を通じて、生徒の挑戦する意欲を高めます。



チャレンジクラスの1日の流れ（例）

1日4校時のゆとりある生活時程で、正規の教員が生徒一人ひとりの実態に応じた支援をします

チャレンジクラスの時程・時間割（令和7年度 第1学年）

校時	時程	月	火	水	木	金
	9:30～9:35	朝の学活				
	9:35～9:45	リフレッシュタイム（軽い運動）				
1	9:50～10:40	体育	理科	社会	体育	美術
2	10:50～11:40	英語	社会	国語	理科	英語
3	11:50～12:40	技・家	数学	数学	国語	音楽
	12:50～13:10	給食				
	13:10～13:30	昼休み				
4	13:35～14:25	個別学習	総合	学活	道徳	個別学習
	14:30～14:40	帰りの学活				
	14:40～14:50	清掃				
	15:00	下校				

- ① 登校時間は午前9時30分、下校時間は午後3時、1日4時間のゆとりある生活時程とする。
- ② 高井戸中学校の年間指導計画に基づき、週20コマで授業を進める。
- ③ 朝は、心身の調子を整える「リフレッシュタイム」で、軽運動などを行う。

チャレンジクラス（TCC）の対象となる生徒

杉並区立中学校に在籍（もしくは在籍予定）で、次のいずれかに該当する児童生徒が対象です。

- （１）年間30日以上欠席し、何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくてもできない状況にある児童生徒
- （２）欠席が30日未満でも、断続的な不登校又は不登校の傾向が見られる児童生徒
- （３）杉並区教育委員会入退級審査会が適当と認めた児童生徒

※不登校の状態にある小学校6 年生については、中学校進学の際に対象となります。

※少人数による細やかな指導を行います。特別支援教育を目的とした学級ではありません。

入級までの流れ

一人ひとりに合った学びの場となるかを慎重に検討します

1	保護者は、在籍校長に入級希望を伝え面談する。
2	高井戸チャレンジクラスの見学をする。
3	保護者は、「体験入級申請書」（在籍校校長同意欄署名後）を持参により高井戸中学校に提出する。
4	生徒は、チャレンジクラスに2～3 週間程度の体験入級を行う。
5	生徒、保護者及びチャレンジクラス担当教員は、体験入級後に三者面談を行い、入級意向を確認する。
6	「入級申請書」を在籍校校長に提出する。
7	杉並区教育委員会は、入級審査会を開催し、「入級許可決定通知書」により保護者に審査結果を通知する。
8	高井戸中学校以外に在籍している生徒については、上記に加え、転出入の手続きを行う。

体験入級は2～3 週間程度の期間とします。毎日参加しなくてもよいです。

入級が決まった生徒は、高井戸中学校チャレンジクラスの在籍になります。

Q & A

Q. 高井戸中学校の通常学級の授業、部活動、学校行事に参加することはできますか？

A. 希望すれば参加できます。その際は、担任の先生にご相談ください。

Q. 通学の際、公共交通機関の使用はできますか？

A. 通学は徒歩によるものとしませんが、公共交通機関の利用を認める場合があります。



【問合せ】済美教育センター学びの多様化学校設置準備担当
☎03-6379-5491

学びの多様化学校概要

1 学びの多様化学校とは

- 不登校児童生徒の実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施する必要があると認められる場合、特定の学校において教育課程の基準によらずに特別の教育課程を編成することができる学校（学校教育法施行規則第56条、中学校第79条、高等学校第86条、中等教育学校第108条準用）。
- 文部科学省では、増加する不登校児童生徒への対策として、令和5年3月に、「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLO プラン）」をとりまとめた。また、令和5年6月に閣議決定した教育振興基本計画において、不登校児童生徒の多様な教育機会の確保に向けて、学びの多様化学校の各都道府県・政令指定都市での1校以上の設置を計画期間内に進め、将来的には、学びの多様化学校への通学を希望する児童生徒が居住地によらずアクセスできるよう、分教室型も含め、全国で300校の設置を目指すこととしている。
- 廃校などの学校設備をそのまま活用する「学校型」、一般の小・中学校を母体とする本校をもち、一部の学級のみを学びの多様化学校として指定する「分教室型」、今後設置が検討されている「分校型」などの設置形態がある。

2 学びの多様化学校の対象となる児童生徒（検討中）

- (1) 区内在住で、不登校（年間 30 日以上欠席）または不登校傾向にある児童・生徒（病気や経済的理由を除く）。
- (2) 保護者の責任のもと、安全に通学ができる生徒
- (3) 本人・保護者が入室を希望しており、本人に進学や学習意欲があること。

3 特別な教育課程の例

学校名（指定年）	不登校児童生徒の実態に配慮した特別の教育課程の主な内容
八王子市立高尾山学園小学部・中学部（H16年）	不登校児童生徒のための市立小中一貫校。全学年（小4～中3）の総合的な学習において、「講座学習」として教科にとらわれない個々の関心・意欲に応じた体験的な授業内容（スポーツ系・文化系・ものづくり系等）を週4時間設定。
鎌倉市立御成中学校 分校 鎌倉市立由比ガ浜中学校（R7年）	総合的な学習の時間を「かまくらULTLAプログラム（鎌倉の地域特性を生かした探究プログラム）」の要素を取り入れた「ULTLA」として再設定し、授業時数を増やす。「音楽」「美術」「技術・家庭」の3教科は新教科「Ctime」の中で基礎・基本（学習指導要領の全内容）を学ぶ。さらに、自分の興味関心に合わせて「音楽」「美術」「技術・家庭」から学びたい教科を選択し、学びをデザインしながら深く学ぶ。
世田谷区立世田谷中学校 分教室 ねいろ（R4年）	「キャリアデザイン学習」を教科として新設し、生徒それぞれの得意な分野や好きな分野について学びを深めるとともに、協働的な学びを通じて、個性の伸長と探究心の充実、コミュニケーション能力の育成、幅広い視野等の育成を目指す。

4 学びの多様化学校設置状況(R7年度)

国は全国に 300 校設置することを目指しているが、今後の設置計画を含めても目標の 2 割にとどまる状況

